

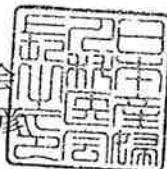
写



日産婦医会発第157号
平成20年8月21日

厚生労働省健康局総務課
がん対策推進室長 前田 光哉 殿

社団法人 日本産婦人科医会
会長 寺尾 俊彦



平成21年度からの子宮頸部細胞診報告様式改定について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、がん対策事業の推進に関しては種々のご配慮を戴き感謝申し上げます。

さて、本会では、本会がん対策委員会の検討結果（関連学会の主要メンバーで結成したワーキンググループを交えての検討成果）を受けて、平成21年度からの子宮頸部細胞診報告様式を改定するに至りました。その内容は、下記のとおりでありますので、ご理解賜りますとともに、地方自治体等関係機関に対し周知方ご高配のほど、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定に伴う名称変更

新名称：ベセスダシステム 2001 準拠子宮頸部細胞診報告様式

通称：ベセスダシステム

医会分類

2. 改定による報告様式の変更点

以下の2点が主たる変更点である。

1) 標本の適否を評価し、明記する必要があること。

2) 従来の単なるクラス分類ではなく、推定病変を記述する必要があること。

ただし、行政での混乱を回避する上で、当初はクラス分類を併記しても良いこととする。

3. 改定の理由

1973年に考案された日母分類（子宮頸部細胞診報告様式）はクラス分類のなかに推定病変をあてはめたものであり、当時としては画期的で使い勝手がよく、長きにわたり本邦で採用されてきたが、以下3点への是正を目的に改定するものである。

- 1) 最近の細胞診断学、分子生物学の進歩に伴い、子宮頸癌に新たな知見が加わり、国際的に用いられている分類との整合性がとれなくなったこと。
- 2) 精度管理の面から単なるクラス分類ではなく、推定病変を記述的に記載する必要性がでてきたこと。
- 3) 欧米や国内の他領域では、既にクラス分類が廃止されていること。